

内閣参質一七六第二一号

平成二十二年十月二十二日

内閣總理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員寺田典城君提出無人遠隔管理設備等の法人事業税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員寺田典城君提出無人遠隔管理設備等の法人事業税に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

法人事業税は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二第一項等の規定により、法人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の都道府県によつて課される税であるが、この「事業」とは、資本を基礎として、利益を得る目的で継続的に行う行為の結合体及び一定の技能、知識に基づいて利益を得る目的で継続的に行う業務とされている。こうした「行為」や「技能、知識」は人の存在を前提としていることから、「事務所又は事業所」の定義については、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成二十二年四月一日付け総税都第十六号総務大臣通知）において、「人的及び物的設備であつて、そこで継続して事業が行われる場所」としているものであり、御指摘のような問題に関する法人事業税の取扱いについては、適切に行われているものと考えている。

